

具体的な見積につきましては個別にご連絡ください。

日本国内商標登録出願

【出願費用】

当所では、出願手数料につき(A)一括払方式、(B)分割払方式の2種類をご用意しております。(B)分割払の総額は(A)一括払より若干高額となっておりますが、(B)を選択された出願について、登録査定に至らなかった場合には、分割後期分の請求はいたしません(ただし、出願人都合によって出願放棄された場合を除きます。かかる場合には放棄時に分割後期分につき、ご請求申し上げます。)*電子化手数料、タイプ代は発生しません。

(A) 出願手数料<出願時一括払式>	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本出願費用(1商標・1区分)	¥12,000	¥90,000	¥102,000
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	¥8,600	¥62,000	¥70,600

(B) 出願手数料(出願時・査定時分割方式)	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本出願費用(1商標1区分)			
①分割前期_出願時	¥12,000	¥60,000	¥72,000
②分割後期_登録査定時	-	¥45,000	¥45,000
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)			
①分割前期_出願時	¥8,600	¥42,000	¥50,600
②分割後期_登録査定時	-	¥31,000	¥31,000

【中間手続(拒絶理由通知に対する応答手続)】

審査の後、「査定」が出される前の段階で、審査官より出された「手続補正指令」「拒絶理由通知」などに対する応答手続です。*電子化手数料、タイプ代は発生しません。

(A)意見書提出	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)意見書基本手数料(1区分)		¥55,000	¥55,000
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)		¥30,000	¥30,000

(B)手続補正書提出	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)補正書基本手数料(1区分)		¥40,000	¥40,000
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)		¥25,000	¥25,000

(C)上申書提出		¥20,000	¥20,000
----------	--	---------	---------

【登録料納付費用】

商標権は10年間の存続期間を有しておりますが、特許庁では、(A)10年分の登録料の一括納付方式のほか、(B)5年毎に分割納付できる制度を採用しております。(B)前期5年分の納付手続を行った後、後期分を納付しませんが、商標権は、5年目が終了する際に消滅することになります。

(A) 登録料納付手続<10年分一括払>	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本登録料納付手続(1商標1区分)	¥37,600	¥20,000	¥57,600
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	¥37,600	-	¥37,600

(B) 登録料納付手続<5年毎分割払方式>	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本登録料(1商標1区分)			
①前期登録料<登録査定時>	¥21,900	¥20,000	¥41,900
②後期登録料<5.5年目以降6年目以内>	¥21,900	¥20,000	¥41,900
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)			
①前期登録料<登録査定時>	¥21,900	-	¥21,900
②後期登録料<5.5年目以降6年目以内>	¥21,900	-	¥21,900

具体的な見積につきましては個別にご連絡ください。

【更新登録申請】

商標権は10年間の存続期間を有しておりますが、特許庁では、(A)10年分の更新登録料の一括納付方式のほか、(B)5年毎に分割納付できる制度を採用しております。(B)前期5年分の納付手続を行った後、後期分を納付しませんが、商標権は、5年目が終了する際に消滅することになります。

(A) 更新登録申請手続<10年分一括払>	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本登録申請手続(1商標1区分)	¥48,500	¥45,000	¥93,500
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	¥48,500	¥20,000	¥68,500

(B) 更新登録申請手続<5年毎分割払方式>	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本登録申請手続(1商標1区分)			
①前期登録料<更新時>	¥28,300	¥45,000	¥73,300
②後期登録料<5.5年目以降6年目以内>	¥28,300	¥45,000	¥73,300
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)			¥0
①前期登録料<更新時>	¥28,300	¥20,000	¥48,300
②後期登録料<5.5年目以降6年目以内>	¥28,300	¥20,000	¥48,300

【拒絶査定不服審判】

当所では、出願手数料につき(A)一括払方式、(B)分割払方式の2種類をご用意しております。(B)分割払の総額は(A)一括払より割高となっておりますが、(B)を選択された出願について登録査定に至らなかった場合には、分割後期分の請求はいたしませんただし、出願人都合によって出願放棄された場合を除きます。かかる場合には放棄時に分割後期分につき、ご請求申し上げます。なお、(A)(B)の選択に関わらず、拒絶査定に対する応答理由によって、(C)(D)の費用が発生します。

(A) 拒絶査定不服審判請求基本費用<審判請求時一括払>	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本審判請求費用(1商標・1区分)	¥55,000	¥230,000	¥285,000
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	¥40,000	¥150,000	¥190,000

(B) 拒絶査定不服審判請求基本費用<請求時・査定時分割方式>	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本審判請求費用(1商標・1区分)			
①分割前期_審判請求時	¥50,000	¥110,000	¥160,000
②分割後期_登録査定時	-	¥170,000	¥170,000
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)			¥0
①分割前期_審判請求時	¥40,000	¥130,000	¥170,000
②分割後期_登録査定時	-	¥80,000	¥80,000

(C) 拒絶査定不服審判における理由の作成・提出<意見書相当>	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本区分費用		¥100,000	¥100,000
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)		¥70,000	¥70,000

(D) 拒絶査定不服審判と同時の手続補正<指定商品・役務の減縮>	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)基本区分費用		¥70,000	¥70,000
(2)追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥50,000	¥50,000

【商標登録異議申立】

公告された登録商標の登録につき、登録の取消を求める手続で、公告後2ヶ月の期間内におこなうことのできる手続です。第三者の商標権の取消を求める場合には、(A)「申立人側手続」を、商標権者であって、第三者から異議申立がなされた場合には、(B)「商標権者側手続」を行うこととなります。

(A) 申立人側手続	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)異議申立費用			
①異議申立基本費用(1商標1区分)	¥11,000	¥200,000	¥211,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	¥8,000	¥100,000	¥108,000
(2)取消決定時における成功報酬			
①成功報酬基本費用(1商標1区分)	-	¥150,000	¥150,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥70,000	¥70,000

具体的な見積につきましては個別にご連絡ください。

(B)商標権者側手続	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)異議事件の代理受任	-	¥30,000	¥30,000
(2)取消理由通知に対する意見書提出手続			
①意見書提出基本費用(1商標1区分)	-	¥200,000	¥200,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥150,000	¥150,000
(3)登録維持における成功報酬(意見書提出による維持決定の場合)			
①基本成功報酬費用(1商標1区分)	-	¥180,000	¥180,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥120,000	¥120,000

【不使用取消審判】

商標登録後3年以上継続して不使用である商標権の取消を求める審判です。第三者の商標権の取消を求める場合には、(A)審判請求人側手続を、商標権者であって、第三者から不使用取消審判を請求された場合には、(B)商標権者側手続を行うことになります。

(A)審判請求人側手続	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)審判請求費用			
①審判請求基本費用(1商標1区分)	¥55,000	¥100,000	¥155,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	¥40,000	¥70,000	¥110,000
(2)取消決定時における成功報酬			
①成功報酬基本費用(1商標1区分)	-	¥100,000	¥100,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥70,000	¥70,000
(3)弁駁書の提出費用			
①弁駁書提出基本費用(1商標1区分)	-	¥100,000	¥100,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥70,000	¥70,000

(B)商標権者側手続	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)審判事件の代理受任	-	¥30,000	¥30,000
(2)取消理由通知に対する答弁書提出手続			
①答弁書提出基本費用(1商標1区分)	-	¥200,000	¥200,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥150,000	¥150,000
(3)登録維持における成功報酬(意見書提出による維持決定の場合)			
①基本成功報酬費用(1商標1区分)	-	¥180,000	¥180,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥120,000	¥120,000

【無効審判手続】

(A)無効審判請求人側手続	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)無効審判請求費用			
①審判請求申立基本費用(1商標1区分)	¥55,000	¥370,000	¥425,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	¥40,000	¥250,000	¥290,000
(2)無効審決決定時における成功報酬			
①成功報酬基本費用(1商標1区分)	-	¥340,000	¥340,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥240,000	¥240,000
(3)弁駁書の提出費用			
①弁駁書提出基本費用(1商標1区分)	-	¥200,000	¥200,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥140,000	¥140,000

(B)商標権者側手続	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1)審判事件の代理受任	-	¥30,000	¥30,000
(2)答弁書提出手続			
①答弁書提出基本費用(1商標1区分)	-	¥330,000	¥330,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥230,000	¥230,000
(3)登録維持審決における成功報酬(意見書提出による維持決定の場合)			
①基本成功報酬費用(1商標1区分)	-	¥340,000	¥340,000
②追加区分加算費用(2区分目以降、区分毎加算)	-	¥240,000	¥240,000

具体的な見積につきましては個別にご連絡ください。

【商標調査】

文字商標調査の場合、分類毎に1件として調査報告を作成することは可能ですが、類似群毎に有料データベース費用が発生します。

	実 費	当所手数料(税別)	総額(税別)
(A)文字商標に関する同一先行商標調査(1商標_1区分～)		¥10,000	¥10,000
(B)文字商標に関するフル調査			
(i) 基本調査費用(1商標1区分)		¥30,000	¥30,000
(ii) データベース使用料(1類似群毎に加算)	¥5,000～		¥5,000～
(C) 図形商標調査(1商標1区分)		¥45,000	¥45,000

【その他の手続】

出願人・権利者の名義・住所の変更、移転ほか、商標権に関する手続費用は以下のとおりです。ここに記載のない手続につきましては、別途、お問い合わせください。

	印紙代	当所手数料(税別)	総額(税別)
(1) 早期審査の事情説明書提出	-	¥100,000	¥100,000
(2) 刊行物提出		¥100,000	¥100,000
(3) 譲渡・使用許諾交渉		¥80,000～	¥80,000～
(4) 譲渡・使用許諾に関する契約書作成		¥80,000～	¥80,000～
(5) 登録申請手続			
①譲渡(特定承継)による商標権の移転登録申請(1件目)	¥30,000	¥40,000	¥70,000
同上手続 2件目以降、1件加算毎の費用	¥30,000	¥10,000	¥40,000
②相続(一般承継)による商標権の移転登録申請	¥3,000	¥40,000	¥43,000
同上手続 2件目以降、1件加算毎の費用	¥3,000	¥10,000	¥13,000
③登録名義人の名称(あるいは住所)変更登録申請	¥1,000	¥40,000	¥41,000
同上手続 2件目以降、1件加算毎の費用	¥1,000	¥10,000	¥11,000
④使用権設定登録申請	¥30,000	¥40,000	¥70,000
同上手続 2件目以降、1件加算毎の費用	¥30,000	¥10,000	¥40,000
(6) 商標権価格価値簡易評価(1商標・1区分)		¥200,000～	
(7) 手続中止費用(着手後)		各手続費用の90%	

<手続の流れと費用発生のタイミング>

